

【公表用】

諮詢番号：令和5年度諮詢第2号

答申番号：令和5年度答申第5号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求を棄却するのが相当である。

第2 事案の概要

審理関係人により提出された審査請求書、弁明書等の書面、証拠書類等及び口頭意見陳述の結果により認められる事案の概要は以下のとおりである。

- 1 審査請求人は、令和元年10月29日に市川市の住民となり、同年12月16日に市川市が千葉県とともにに行う国民健康保険の被保険者となった。
- 2 処分庁は、審査請求人に対し、令和3年度の国民健康保険税を、同年4月1日を賦課期日として、別紙「期別」欄記載の各期ごとに別紙「税額（円）」欄記載の各税額について賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」という。）を行い、令和3年7月13日、審査請求人に対し、本件賦課決定処分に係る納税通知書を送付した。
- 3 審査請求人は、本件賦課決定処分に係る国民健康保険税のうち、別紙「期別」欄記載の第4期ないし第8期のもの（以下「本件未納国民健康保険税」という。）について、別紙「納期限」欄記載の各納期限までに納付しなかった。

そこで、本件未納国民健康保険税について、処分庁は、審査請求人に対し、別紙「督促状送付日」欄記載の各日に督促状を送付し、それらは審査請求人に送達された。

【公表用】

- 4 令和4年3月1日、処分庁は、審査請求人に対し、本件未納国民健康保険税について、分納（納付）誓約書に署名して分納誓約するよう求めたが、審査請求人は分納の意向を口頭では示したもの、分納（納付）誓約書による誓約には応じなかった。
- 5 その後、審査請求人は、本件未納国民健康保険税の一部について、別紙「納付状況」欄における別紙「納付日」欄記載の各日に別紙「納付金額（円）」欄記載の各金額を納付したが、別紙「本件差押え時における滞納処分額」欄における「本税（円）」欄記載の金額が未納のままとなつた（なお、本件差押処分（令和4年11月25日付け差押調書（謄本）（市川第■■■■■号）により審査請求人に通知した差押処分をいう。以下同じ）時点においては別紙「本件差押え時における滞納処分額の合計額」欄記載のとおり、■■■、■■■円が未納となつてゐた。）。
- 6 令和4年10月17日、審査請求人は、処分庁に対し、その時点で未納となっている本件未納国民健康保険税を分納する旨申し出たものの、その回数及び金額については後日連絡する旨述べるに止つた。
- 7 しかしその後、審査請求人から処分庁への連絡はなく、未納となっている本件未納国民健康保険税が納付されることもなかつた。
- そこで処分庁は、審査請求人に対し本件差押処分を行うため、第三債務者である■■■■■■■■■（以下「本件第三債務者」という。）■■■■■に債権差押通知書を発送し、同書が令和4年11月25日に本件第三債務者に送達されたことにより、本件差押えの効力が発生した。
- 処分庁は同日、来庁した審査請求人に対し、本件差押処分にかかる差押調書（謄本）（以下「本件差押調書（謄本）」といふ。）を交付したもの、審査請求人はそれを受け取らなかつた。そのため、処分庁は同月28日、審査請求人に対し、本件差押調書（謄本）を発送し、同書は同月29日に審査請求人に送達された。

【公表用】

第3 本件審査の対象

本件における審査の対象は、(1)本件差押処分手続が違法又は不当か否か、(2)老齢基礎年金から特別徴収した国民健康保険税を滞納分に先に充当しなかったことが違法又は不当か否か、である。

第4 審理関係人の主張の要旨

審査請求人及び処分庁から提出された各書面及び口頭意見陳述における陳述並びにこれらの趣旨からうかがえる各審理関係人の主張の要旨は、それぞれ以下のとおりである。

1 審査請求人の主張

審査請求人は、令和4年10月17日、処分庁に対し本件未納国民健康保険税の分納の相談を行い、令和5年2月15日に受給する予定の年金によりそれを支払う旨の申出を行ったが処分庁に拒絶されたため、分納の回数及び金額について後日連絡する旨伝えた。

その後、審査請求人からの連絡はしていなかったが、処分庁からの事前の連絡が一切ないまま本件差押処分を行ったのは不当である。

また、令和4年11月25日時点で、本件差押処分に対する不服申立てに関する処分庁の教示はない。

さらに、審査請求人は、令和4年10月14日における老齢基礎年金受給の際、■■■、■■■円をそこから特別徴収されたが、それは民法488条ないし490条の弁済の充当の順序の規定に基づき本件差押処分に係る延滞金を含む■■■、■■■円に対して先に充当されるべきであるから、本件差押処分に係る金額■■■、■■■円は過大であって違法である。

2 処分庁の主張

処分庁は、国民健康保険税について、督促状送付日から10日を経過した日までに滞納者がその督促に係る国民健康保険税の完納をしないときは、滞

【公表用】

納者の財産を差し押さえなければならない義務を負うところ（地方税法728条1項）、その規定に従って本件差押処分を行い、差押調書の作成及び審査請求人への交付（国税徵収法54条）、並びに本件第三債務者への債権差押通知書の送達（国税徵収法62条）を行ったものである。

審査請求人が主張する分納は、法令が定める手続ではない任意の手続である。

また、処分庁は、審査請求人に対して、令和4年11月29日送達の本件差押調書（謄本）により、その不服申立てに関する教示を行っている。

したがって、本件差押処分については、何ら違法又は不当な点はない。

さらに、特別徵収による国民健康保険税の徵収の目的は、「当該年度の国民健康保険税」を徵収するために行われたものであり、審査請求人の未納の国民健康保険税の弁済の便宜を図るために徵収したものではないから、国民健康保険の保険者たる処分庁が国民健康保険税の徵収の目的から外れて、審査請求人が主張する特別徵収に係る■■、■■■円を「当該年度の国民健康保険税」でない審査請求人の未納の国民健康保険税に充てることはない。なお、国民健康保険税の賦課徵収の根拠は地方税法及び市の条例によるところ、地方税法等に特段の定めがない限り、弁済充当の順序に関する民法の規定が適用されることはない。

第5 調査審議の経過

令和5年8月24日 審査庁から諮詢受理

令和6年1月11日 第1回審議

令和6年3月4日 第2回審議

【公表用】

第6 審理員意見の要旨

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定により、棄却されるべきである。

第7 審査会の判断

1 法令等の規定について

国民健康保険を行う市町村は、その被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課すことができ（地方税法703条の4第1項、市川市国民健康保険税条例1条）、その徴収については、当該地方団体の条例で定めるところにより、普通徴収又は特別徴収の方法によらなければならない（地方税法706条、条例11条）。

そして、市町村は、当該年度の初日において国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の被保険者である世帯主である場合には、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法により徴収する旨規定されている（地方税法706条2項、3項）。

また、国民健康保険税に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る国民健康保険税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、地方団体の徴税吏員は、当該国民健康保険税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならず（地方税法728条1項1号）、国民健康保険税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるとされている（同条7項）。

そして、国税徴収法は、滞納者が督促を受け、その督促に係る税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、徴収職員は、滞納者の税につきその財産を差し押さえなければならない（47条1項1号）、徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差

【公表用】

押調書を作成し、その財産が債権であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならないとする（54条2号）。そして、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行い、その効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずるとされている（国税徴収法62条1項、3項）。

2 本件差押処分手続が違法又は不当か否かについて

(1) 本件差押処分については、上記第2のとおり、①処分庁が審査請求人に対し、本件未納国民健康保険税について督促状を送付したにもかかわらず、その日から10日を経過する日までに審査請求人がそれを完納しなかったこと、②その後処分庁が本件未納国民健康保険税について、債権差押通知書を本件第三債務者に送達することにより、審査請求人の預金債権を差し押えるとともに、差押調書を作成してその謄本を審査請求人に交付したことが認められる。

以上の手続は、上記第7・1の法令等の規定に沿ったものであるから、本件差押処分に違法な点はない。

(2) また、審査請求人は、本件差押処分の前に処分庁に対し、分納の相談をしていたにもかかわらず、本件差押処分を事前の連絡なく行ったことは不适当であると主張する。

しかし、そもそも、処分庁は地方税法や国税徴収法により督促状を発した日から10日を経過しても完納されないときは財産の差押えをしなければならないと義務付けられている一方で、処分庁に対して、滞納処分を受ける者への事前の連絡を義務付ける法令上の規定は存しない。

そして、審査請求人が処分庁に分納の相談をした令和4年10月17日には、分納の期間や金額について具体的な合意はなされておらず、その点について審査請求人から追って処分庁に連絡を行うことになったにもかか

【公表用】

わらず、その後、審査請求人は処分庁に対して何ら連絡を行っていない。そして、処分庁が本件差押処分を行ったのは、上記の相談があった同日から1か月以上が経過した同年11月25日であり、その間審査請求人が何ら処分庁に対して連絡をしていないことを考慮すれば、処分庁が法令で義務付けられていない事前の連絡をすることなく、本件差押処分を行ったことが不当であるとはいえない（審査請求人自身も、処分庁への連絡が遅れていたことを認めている。）。

しかも、本件未納国民健康保険税についての審査請求人と処分庁とのやり取りは令和4年10月17日が初めてではなく、令和3年11月1日が納期限の国民健康保険税から滞納が生じ、令和4年3月ころに審査請求人が口頭による分納の意向を示す一方、分納（納付）誓約書に署名したうえでの分納の誓約には応じないなか、同年10月17日の再度分納の相談があったという経緯がある。その間に一部の国民健康保険税の納付があったとはいえ、上記経緯や、地方税法や国税徴収法が、督促状を発した日から10日を経過しても完納されないときは財産の差押えをしなければならないと規定していることも考慮すれば、やはり、処分庁が本件差押処分に踏み切ったのもやむを得ないと言わざるを得ない。

以上から、本件差押処分を事前の連絡なく行ったことは不当ではない。

(3) 次に、審査請求人は、令和4年11月25日時点で、本件差押処分に対する不服申立てに関する処分庁の教示はないと主張する。

しかし、処分庁は同日、来庁した審査請求人に対し、不服申立手続についての説明が注記されている本件差押調書（謄本）を交付して教示を試みた。もっとも、審査請求人がその受取りを拒否したため、やむなく処分庁は同月28日、審査請求人に対し、同書を送付し、同書が同月29日に審査請求人に送達されたことで、不服申立てに関する教示を完了させた。

【公表用】

よって、令和4年1月25日時点で、本件差押処分に対する不服申立てに関する処分庁の教示がないとの審査請求人の主張は、事実に反する。

(4) 以上から、処分庁の行った本件差押処分手続に違法又は不当な点はない。

3 老齢基礎年金から特別徴収した国民健康保険税を滞納分に先に充当しなかつたことが違法又は不当か否かについて

(1) 審査請求人は、令和4年10月14日における老齢基礎年金受給の際、そこから特別徴収された国民健康保険税■■、■■■円は、民法488条等に基づき、本件差押処分に係る延滞金を含む過去納期分の同税■■、■■■円に対して先に充当されるべきであると主張する。

これは、納税義務者において国民健康保険税の当該納期分と滞納している過去納期分とが存する場合において、民法の弁済の充当の順序の規定を適用し、特別徴収の方法により徴収した国民健康保険税を当該納期分の同税ではなく、滞納している過去納期分の同税に先に充当すべきであるとの主張である。

そこで、以下では、上記の場合において、特別徴収の方法により徴収した国民健康保険税を充当するに当たり、民法の弁済の充当の順序の規定が適用されるか否かを検討する。

(2) 現行法令上、上記の場合において、特別徴収の方法により徴収した国民健康保険税を当該納期分の同税と滞納している過去の納期分の同税とのいずれに充当するかにつき、これを明示的に定めた規定は存しない。

よって、上記の場合において、特別徴収の方法により徴収した国民健康保険税を充当するに当たり、民法の弁済の充当の順序の規定が適用されるか否かは、関連する法令等の規定やその趣旨目的等を総合的に勘案したうえで、特別徴収した国民健康保険税の充当について民法の弁済の充当の順序の規定を適用することが適切か否かという観点から判断せざるを得ない解釈問題である。

【公表用】

- (3) 地方税法 706 条 1 項は、「…国民健康保険税…の徴収については、…普通徴収又は特別徴収の方法によらなければならない。」と定め、同条 2 項は、「前項の規定にかかわらず、…当該年度の初日において、当該市町村の国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付…の支払を受けている年齢六十五歳以上の被保険者である世帯主…である場合には、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収するものとする。…」と規定している。このように地方税法が国民健康保険税の徴収方法として普通徴収と特別徴収とのいずれによるかを、当該年度の初日の事情によって年度ごとに判断することとしている規定の体裁からして、地方税法は、特別徴収の方法により徴収した国民健康保険税を（当該年度に新たに賦課する）当該納期分の同税に充当することを当然の前提としているのであって、それを滞納している過去の納期分の同税に先に充当することはそもそも予定していない。
- (4) また、地方税法 706 条 2 項が、老齢等年金給付の支払を受けている被保険者について特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することとした趣旨は、当該被保険者の国民健康保険税の納付手続の負担を軽減するとともに、国民健康保険税という当該市町村の一定の住民に対して同種かつ同一の納期限が定められる徴収金について、その徴収について便宜を有する者にこれを徴収及び納入させることにより（地方税法 1 条 1 項 9 号）、市町村が当該納期ごとに確実かつ円滑に国民健康保険税を徴収し、もって当該市町村による国民健康保険事業（地方税法 703 条の 4 第 1 項）の適切な実施を確保しようとした点にあると解される。
- こうした趣旨に鑑みると、仮に審査請求人の主張するように、老齢等年金給付の支払から特別徴収により徴収等を行った国民健康保険税を、特別徴収を行った当該納期分の同税に当然に充当するのではなく、民法 488 条ないし 490 条の弁済の充当の順序の規定に従い、納税義務者が滞納し

【公表用】

ている過去の納期分の国民健康保険税に先に充当すべきということになった場合、老齢等年金給付の支払から特別徴収を行う市町村は、その特別徴収の度に当該納税義務者の滞納の有無を確認しなければならず、それがない場合には当該納期分の国民健康保険税への充当、それがある場合には滞納している過去の納期分の国民健康保険税への充当という振り分けの負担が生じ、さらに、後者の場合には滞納している過去の納期分の国民健康保険税への充当により、本来当該特別徴収により完納となるはずだった当該納期分の国民健康保険税が未納となり、さらにその後の老齢等年金給付の支払から特別徴収される分を再度滞納となっている過去の納期分の国民健康保険税に充当するといったことが繰り返され、極めて複雑かつ煩雑な状況に陥ることになる。このような事態となれば、市町村に多大な負担が生じ、当該納期ごとに年金給付からの確実かつ円滑な国民健康保険税の特別徴収により、国民健康保険事業の適切な実施を確保しようとした地方税法の趣旨を没却することは明らかである。

(5) 以上から、①地方税法が、特別徴収の方法により徴収した国民健康保険税を当該納期分の同税に充当することを当然の前提とし、それを滞納している過去の納期分の同税に先に充当することはそもそも予定していないことに加え、②仮に特別徴収の方法により徴収した国民健康保険税を、滞納している過去の納期分の同税に先に充当すべきことになった場合には、当該納期ごとに年金給付から確実かつ円滑に同税を特別徴収することにより、国民健康保険事業の適切な実施を確保しようとした地方税法の趣旨が没却されることとなる点も踏まえれば、本件について民法の弁済の充当の順序の規定を適用することは明らかに不適切であると言わざるを得ないので、地方税法の解釈上、特別徴収した国民健康保険税の充当についてその適用を肯定することはできない。

したがって、民法488条等を適用せず、老齢基礎年金から特別徴収し

【公表用】

た国民健康保険税を滞納分に先に充当しなかったことは違法でも不当でもないのであるから、特別徴収された国民健康保険税■■、■■■は、民法488条等に基づき、本件差押処分に係る延滞金を含む過去の納期分の同税■■、■■■円に対して先に充当されるべきであるとの審査請求人の主張には理由がない。

第8 結論

以上のとおり、本件差押処分には違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法45条2項の規定により、棄却されるべきである。

以上

令和6年3月4日

市川市行政不服審査会

委 員 小島 千鶴

委 員 越川 新太郎

委 員 富吉 久